

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議3件）、承認案件は内閣提出1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願3種類16件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

内閣提出9件中、参議院先議は次の3件であった。

放送法の一部を改正する法律案は、平成12年に予定されているBS-4後発機の打ち上げに伴い、デジタル方式による衛星放送の多チャンネル化が可能となることから、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について、国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届出について、総括原価主義の撤廃など制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、デジタル放送導入のための必要な支援措置の充実、新放送衛星における受託・委託放送事業者の免許・認定基準、マスメディア集中排除原則の在り方、衛星放送の将来像についての国民への提示、青少年の健全育成と放送メディアの在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は、海上企業の人材確保の必要性や近年における船員をめぐる社会情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことができることとするともに、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した資格証明書を有する者が、運輸大臣の承認を受けて船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものである。本法律案提出の背景には、平成8年10月施行の海上運送法の一部改正により、安定的な国際海上輸送の確保上重要な一定の日本籍船を国際船舶と位置付ける制度が創設されたこと、国際船舶の日本人乗組員を船長・機関長の2名体制とするため、その他の職について外国人船員への海技資格の付与が検討されていたことがある。

委員会においては、国際船舶への日本人船長・機関長の2名配乗体制の具体的な実施方法、日本人外航船員の減少傾向の現状と原因、日本籍船の減少防止対策、小型船舶操縦士資格の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目から成る附帯決議を行った。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、平成9年に発生したナホトカ号及びダイヤモンドグレース号の油流出事故など、近年の海上における大量の油の排出に対する対応を踏まえて提出されたものである。大規模な油流出事故については、事故発生当初において機動的かつ適切な措置を講ずる必要性が強く指摘されたことから、本法律案は、我が国における排出油防除体制を強化するため、領海外において外国船舶が油流出事故を起こした場合でも、海上保安庁長官は海上災害防止センターに対し排出

油防除のための措置を講ずべきことを指示することができるようにするとともに、海上保安庁長官と関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、海上災害防止センターの機能強化、ナホトカ号油流出事故を教訓とした対応策、東京湾の海上交通の安全対策、排出油防除計画の改善状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院送付は次の6件であった。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港を国際航空路線に必要な飛行場として空港整備法上の第一種空港と位置付け、その設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものである。第一種空港の設置管理については、東京国際空港及び大阪国際空港は国が直轄で行い、新東京国際空港は公団が、関西国際空港は特殊会社が行っているが、中部国際空港については、商法に基づいて設立された株式会社が運輸大臣の指定を受けて行うこととしている。

委員会においては、国際ハブ空港整備の基本的な考え方、空港使用料の在り方、環境アセスメント・漁業補償問題等への対応、中部国際空港の需要及び採算性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせようとするものである。公共分野の情報化の推進に当たっては、施策を効果的に実施するため各省庁が共同・連携したプロジェクトを構築することが望まれていることから、本法律案では、郵政省を核として文部省、農林水産省、運輸省が通信・放送機構に資金を拠出し、共同で研究開発を行うこととしている。

委員会においては、情報通信をめぐる各国の国家的戦略プロジェクトの現状、本法律案に基づく研究開発を通信・放送機構の特例業務とした理由、研究テーマの選定手続と研究成果の評価手法、通信・放送機構の今後の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、4項目から成る附帯決議を行った。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものである。これらは平成9年11月18日に経済対策閣僚会議で決定された「21世紀を切りひらく緊急経済対策」に盛り込まれた種々の規制緩和策の実現に向けたものである。

委員会においては、KDD完全民営化の意義、情報通信分野における今後の規制緩和の取組、通信のユニバーサルサービス確保、通信料金に関する規制の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、最近における自動車の装置の共通化等に対応し、自動車の型式指定制度の合理化を図るため、自動車の装置の型式指定制度を創設す

るとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止する等の措置を講じようとするものである。装置の型式指定制度創設については、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」への加入により、加入国間で装置の相互承認が可能となり、装置の国際的な流通に資すると期待されている。

委員会においては、装置の型式指定制度の創設の理由及びその効果、型式指定の取得に係るコスト負担と中小部品メーカーへの影響、分解整備検査を廃止した後の安全確保策、事業用自動車の車検期間の延長問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の実施に伴い、本邦に乗り入れる航空機の耐空性等について当該航空機の使用者が住所を有する同条約の締約国が行った証明等を、航空法の規定による証明等とみなそうとするものである。

委員会においては、本改正が我が国航空産業に対して及ぼす影響、登録国の責務を運航国に移転することによる安全上の問題、国際的な民間航空の安全監視体制を強化する必要性、我が国における民間航空の安全管理等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、デジタル時代における公共放送の役割、スポーツ番組の放映権料の高騰問題、青少年犯罪とテレビメディアの在り方、在日米軍のNHK受信料問題への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、8項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、運輸行政の基本施策及び平成10年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成10年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取し、3月12日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、日米航空交渉合意を踏まえた航空企業の国際競争力強化策、自動車損害賠償責任保険の累積黒字及び累積運用益の使途、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案に基づくJRの追加負担問題、訪日外国人旅客の誘致及び日本人の国内観光促進に関する施策、総合交通体系におけるリニアモーターカーの位置付け、JR中央線において事故が多発する理由、運輸省関係公共事業の推進等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、郵便局と地方自治体との連携強化の必要性、21世紀の高度情報通信社会構築に向けた郵政省の取組、郵便番号7桁化に伴う課題、情報通信産業への投資がもたらす経済効果、郵便局の大口利用者に対する料金割引等の優遇措置問題、情報通信分野における新規産業の育成等について質疑を行った。

4月14日、放送の視聴覚機能に与える影響に関する件について、郵政省から「放送と視

聴覚機能に関する検討会」の中間報告について、厚生省から厚生科学特別研究「光感受性発作に関する臨床研究」の検討状況についてそれぞれ説明を、日本放送協会理事田端参考人から意見を聴取した後、視聴覚機能と放送の関係に関する調査研究の充実、光感受性発作の再発防止策、放送番組に対する規制の在り方、放送番組が子供に与える精神的及び身体的影響、Vチップ導入の是非等について質疑を行った。

なお、4月7日から8日の正午までの間、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、財政構造改革と国民のニーズに応える予算編成との両立、運輸関係公共事業再評価検討委員会における検討状況及び10年度予算への反映、公共事業コスト縮減に対する取組、山陽新幹線新関門トンネル内での列車停止事故の原因及び対策、明石海峡大橋開通に伴う関係地方公共団体の観光振興に対する運輸省の取組、航空企業の競争力強化のために空港使用料等を引き下げる可能性、民間航空機と米軍等軍用機との異常接近の実態及び安全対策等について質疑を行った。

郵政省関係については、10年度予算における高度情報通信社会構築のための予算額及び民間の情報通信関連の設備投資額、スカイネット計画の進行状況及び技術的課題、地上放送デジタル化の推進、自主運用拡大を視野に入れた人材養成の体制作りの必要性、ドイツの郵便事業改革に対する評価、郵政事業公社化後における郵便貯金の元本保証の有無等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年1月22日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第2回）

- 運輸行政の基本施策に関する件及び平成10年度運輸省関係予算に関する件について藤井運輸大臣から所信及び説明を聴いた。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び平成10年度郵政省関係予算に関する件について自見郵政大臣から所信及び説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第3回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について藤井運輸大臣、政府委員、大蔵省、農林水産省及び総理府当局に対し質疑を行った。
- 郵政行政の基本施策に関する件について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月19日（木）（第4回）

- 放送法の一部を改正する法律案(関法第55号)について自見郵政大臣から趣旨説明を聴

いた。

○平成10年3月26日（木）（第5回）

- 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第6回）

- 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について藤井運輸大臣、政府委員、建設省及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第11号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由
反対会派 共産

○平成10年3月31日（火）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について自見郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省当局、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会専務理事河野尚行君、同協会理事酒井治盛君、同協会理事芳賀譲君、同協会理事松尾武君及び同協会理事石渡和夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣承認第1号＝平成10年度NHK予算）
賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月2日（木）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第55号）について自見郵政大臣、政府委員及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第55号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし

○平成10年4月7日（火）（第9回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度一般会計予算（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く））について藤井運輸大臣、政府委員、建設省当局及び参考人本州四国連絡橋公団理事縣保佑君に対し質疑を行った後、

(郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月8日(水)(第10回)

○平成10年度一般会計予算(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(運輸省所管(海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く)及び郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))

(郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月14日(火)(第11回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送の視聴覚機能に与える影響に関する件について政府委員及び厚生省当局から説明を聴き、参考人日本放送協会理事田畑和宏君から意見を聴いた後、同参考人、政府委員、厚生省当局、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君及び株式会社テレビ東京代表取締役社長一木豊君に対し質疑を行った。

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

以上両案について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月21日(火)(第12回)

○船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(閣法第60号)について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第60号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について自見郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日(木)(第13回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第59号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由

反対会派 なし

○特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について自見郵政大臣、政府委員、文部省当局及び参考人通

信・放送機構理事長森本哲夫君に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第28号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月30日(木)(第14回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)について自見郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省当局及び参考人国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第98号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
- 航空法の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月14日(木)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月19日(火)(第16回)

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第67号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
- 航空法の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第66号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし

○平成10年6月18日(木)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第659号外15件を審査した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資することを目的とする。

2 中部国際空港等の設置及び管理

中部国際空港の位置を定めるとともに、同空港及び同空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

3 中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定

運輸大臣は、中部国際空港の設置及び管理を営むこと等を目的として設立された株式会社であって、次の要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者（以下「指定会社」という。）として指定することができる。

(1) 基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

(2) 基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

(3) 4(1)の株式を政府に対し適正な価額で発行すると認められる者であること。

4 指定会社に対する政府及び地方公共団体の出資

(1) 政府は、3の指定をしたときは、所要の株式を引き受けるとともに、予算の範囲内において、指定会社に追加して出資できる。

(2) 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、指定会社に出資できる。

(3) 指定会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5 指定会社の事業

指定会社は次の事業を営む。

(1) 中部国際空港の設置及び管理

(2) 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理

(3) 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び同空港の利用者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

(4) (1)から(3)までの事業に附帯する事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うた

めに必要な事業

6 指定会社に対する支援

- (1) 政府が指定会社の債務についての保証契約、指定会社に対する無利子貸付けを行うことができること等指定会社に対する支援について所要の規定を設ける。
- (2) 指定会社が中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるために準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずる。

7 指定会社に対する監督

代表取締役及び監査役の選定等の決議、事業計画、社債の募集又は長期借入金の借入れ、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議等については、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする等指定会社に対する監督について所要の規定を設ける。

8 附則

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) 中部国際空港を空港整備法の第1種空港とするとともに、本法律に基づく指定が行われた場合は、当該指定を受けた者が同空港の設置及び管理を行う。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案
(閣法第28号)

【要 旨】

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 通信・放送機構の特例業務を定める。
- 2 通信・放送機構が行う特例業務とは、特定公共電気通信システムの開発に必要な(1)に掲げる技術に関する研究開発と(2)から(7)までに掲げる技術に関する研究開発を一体的に実施するものである。
 - (1) 通信・放送技術
 - (2) 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術
 - (3) 農業に関する技術のうち農業土木その他の農業工学に係るもの
 - (4) 運送関係行政事務に関する情報の管理に関する技術
 - (5) 旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術
 - (6) 郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの
 - (7) 無線局関係行政事務に関する情報の管理の技術
- 3 研究開発は、郵政省が文部省、農林水産省、運輸省と共同して行う。
- 4 主務大臣は、通信・放送機構に行わせる業務の実施のため、基本方針を定める。
- 5 通信・放送機構は、文部省等の試験研究機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。
- 6 施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 通信・放送機構については、平成8年12月25日閣議決定された行革プログラムに従い、管制業務について経営の自立化を着実に実施すること。
- 2 通信・放送機構が行う研究開発の推進に当たっては、我が国の情報関連産業の円滑な発展に資するよう配意するとともに、民間の研究開発能力を十分に活用するよう努めること。
- 3 本法における各事業については、その期限の終了に際し、その成果について外部の有識者による客観的な評価を行うこと。
- 4 通信・放送機構における研究開発に従事する者のモラルの維持及び開発のインセンティブの高揚等に配意すること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届出について制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本放送協会の業務関係

- (1) 日本放送協会は、テレビジョン放送による委託国内放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務）を行うこととする。
- (2) 日本放送協会が、委託国内放送業務を行おうとする場合は、郵政大臣の認定を要することとする。

2 受託放送役務の提供条件関係

受託放送役務の料金その他の提供条件が適合すべき総括原価主義等の基準を撤廃するとともに、受託放送役務の料金が不当に差別的取扱いをするものであるため委託放送業務等の運営を阻害していると認めるときは、郵政大臣は、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

3 委託放送業務についての認定の特例関係

アナログ方式の衛星放送を行っている放送事業者が、その放送番組と同一の放送番組をデジタル方式の衛星放送の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合には、当該業務について郵政大臣の認定を要せず、届出で足りることとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、受託放送役務の提供条件に関する改正については、公布の日から施行する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）
（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年の海上における大量の油の排出に対する対応等を踏まえ、我が国における排出油の防除のための体制の強化を図るため、海上保安庁長官が海上災害防止センターに対し排出油の防除のための措置を講ずべきことを指示することができる対象範囲を拡大するとともに、関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講ずることとする等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関係機関との連携の強化

海上保安庁長官は、特に必要な場合に、関係行政機関の長等に対し油防除措置の実施を要請することができることとし、当該要請に基づき油防除措置を講じた場合には、関係行政機関の長等は当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができることとする。

2 海上災害防止センターの機能強化

海上保安庁長官は、領海外の外国船舶の油排出に際しても、海上災害防止センターに対し油防除措置を講ずることを指示することができることとし、当該措置に必要な費用を国が交付することとする。

3 廃油処理事業に係る規制の見直し

廃油処理事業の開始に係る許可基準のうち、需要適合性に関する規定を廃止することとする等廃油処理事業に係る規制の見直しを行う。

4 その他

施行日は、公布の日とする。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、海上企業がその必要とする人材を的確に確保する必要性が一層高まっている状況にあることその他の近年における船員をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことができることとするとともに、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）の締約国が発給した資格証明書を受有する者が運輸大臣の承認を受けて船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 船員職業安定法の改正

文書等による船員の募集に係る事前通報の義務を廃止し、自由に行うことができることとする。

2 船舶職員法の改正

- (1) STCW条約の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書（以下「締約国資格証明書」という。）を受有する者であって運輸大臣の承認を受けたものは、海技従事者の免許を有しなくても船舶職員になることができることとする。

- (2) 航行区域を1海里に限定した新たな5級小型船舶操縦士の資格を創設する。
- (3) 船舶所有者は運輸省令で定める船舶には運輸省令で定める無線従事者の資格を有する者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないこととするとともに、当該資格を有する者以外の者は船長又は航海士の職務を行う船舶職員として当該船舶に乗り組んではならないこととする。
- (4) 海技士（航海）及び海技士（機関）等の資格についての免許取得のための年齢要件を20歳以上から18歳以上に引き下げることとする。

3 施行期日

この法律は公布の日から施行することとする。ただし、海技士（航海）及び海技士（機関）等の資格についての免許取得のための年齢要件の引下げ等に係る改正規定については公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から、5級小型船舶操縦士及び締約国資格証明書受有者の承認に係る改正規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、船長又は航海士の職務を行う船舶職員に対する無線従事者の資格の義務づけ等に係る改正規定については平成14年2月1日から、それぞれ施行することとする。

【附 帯 決 議】

日本船舶と日本人船員の減少に歯止めをかけるために、平成8年より国際船舶に対する登録免許税及び固定資産税の軽減措置が実施されているが、日本人船員の数は急激に減少しており、近い将来深刻な事態に立ち至ることが懸念されている。我が国にとって安定的な国際海上輸送力を確保することは、海洋国家として不可欠な重要課題であり、政府は早急に次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 日本人船員の急激な減少及び将来における我が国の船員事情に鑑み、日本人船員の確保・育成について関係者に一層の理解・協力を求めるとともに、有効な施策を講ずること。
- 2 日本人船員と日本船舶の減少を防止するため、政府は外航海運の基盤確立に向け、国際船舶に係る措置の拡充等有効な施策を講ずること。
- 3 我が国の国民生活・経済活動の安定、海上輸送における安全性、海洋環境の保全等の観点から、我が国船員の優秀な技術を今後とも維持していくことが必要であり、そのための有効な施策を講ずること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要 旨】

本法律案は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモンテリオールで署名された議定書の実施に伴い、本邦に乗り入れる航空機の耐空性等について当該航空機の使用者が住所を有する国際民間航空条約の締約国が行った証明等を、航空法の規定による証明等とみなそうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本邦に乗り入れる航空機の国籍国たる外国と当該航空機の運航国たる外国との間に国際民間航空条約第83条の2の協定がある場合には、当該航空機について国籍国が行った耐空証明等に加え、当該運航国が行った耐空証明等も航空法の規定による耐空証明等と

みなす。

- 2 この法律は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書が日本国に効力を生ずる日から施行する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要 旨】

本法律案は、最近における自動車の装置の共通化等に対応して自動車の型式指定制度を合理化するため、自動車の装置の型式指定制度を創設するとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の型式指定制度の合理化

- (1) 運輸大臣は、申請により自動車の装置をその型式について、指定する。
- (2) 型式について指定を受けた装置は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合するものとみなす。
- (3) 外国が行う指定に相当する認定その他の証明を受けた特定の装置については、自動車の型式の指定に際し、運輸大臣の指定を受けたものとみなす。
- (4) 装置の型式の指定の申請をした者は、指定を受けた装置に、当該指定を受けた旨を示す表示を付することができる。

2 分解整備検査の廃止

- (1) 自動車の使用者が分解整備を行ったときに受けなければならない分解整備検査を廃止する。
- (2) 自動車の使用者は、当該自動車について分解整備をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。

3 自動車分解整備事業の認証基準等の見直し

- (1) 自動車分解整備事業の認証に係る基準のうち、経理的基礎に関する基準を廃止する。
- (2) 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

4 その他

- (1) 完成検査終了証の有効期間を、6月から運輸省令で定める期間に延長する。
- (2) 自動車の改善措置の届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する過料の上限額を引き上げることとする。その他所要の罰則を整備する。
- (3) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日から施行する。ただし、完成検査終了証の有効期間の延長の改正は、公布の日から施行する。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第98号）

【要 旨】

本法律案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第1種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするとともに

に、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国際電信電話株式会社法の廃止

国際電信電話株式会社法を廃止し、国際電信電話株式会社を完全に民営化する。

2 電気通信事業法の一部改正

- (1) 第2種電気通信事業者について、一定の要件の下で、自ら設置した端末系伝送路設備を用いて電気通信役務を提供することができるようにする。
- (2) 第1種電気通信事業者が電気通信業務の一部の委託をしようとするときに郵政大臣の認可を必要とするものを、他の者の設置する電気通信回線設備を用いる場合に限定する。
- (3) 国内業務を営む特別第2種電気通信事業について、現行の規模基準を廃止し、専用回線を介して公衆網を相互に接続して不特定かつ多数の者に音声を送る電気通信役務を提供する第2種電気通信事業に限定する。
- (4) 第1種電気通信事業者が定める料金について、現行の認可制を原則届出制とするとともに、地域通信市場において利用者に及ぼす影響の大きい電話等の基本的なサービスに関する料金については、郵政大臣が基準値を定め、その基準値を超えることとなる場合には、郵政大臣の認可を要することとする。
- (5) 端末機器が技術基準に適合することの認証制度について、内外の民間事業者による端末機器の点検結果の活用、一定の要件を満たす外国の認証機関による認証の受入れ及び工事設計を単位とする技術基準への適合性の認証ができるようにする。

3 電波法の一部改正

- (1) 免許を要しない無線局の要件を緩和する。
- (2) 無線設備が技術基準に適合することの認証制度について、内外の民間事業者による無線設備の点検結果の活用、一定の要件を満たす外国の証明機関による証明の受入れ及び工事設計を単位とする技術基準への適合性の認証ができるようにする。
- (3) 電波監理審議会委員の欠格事由のうち「電気通信の事業を営む者又はその役員等」については、その範囲を「第1種電気通信事業者又はその役員等」に限定する。

4 施行期日

国際電信電話株式会社法の廃止については、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において政令で定める日、電気通信事業法及び電波法の一部改正については、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成10年度NHK予算）

【附 帯 決 議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、公共放送に対する国民の期待と信頼に応えるよう、正確かつ公正な報道と豊かな放送文化の創造に努めること。

- 一 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図るとともに、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努めること。

また、引き続き、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に努めること。

- 一 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、協会及び関連団体の経営内容等の公開を含め、積極的な広報活動を行うとともに、視聴者の意向反映に努めること。
- 一 マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、衛星・地上デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた研究開発等に努め、その成果をあまねく国民が享受できるよう配慮すること。
- 一 放送番組の視聴覚機能に与える影響等について、速やかに調査研究を行うこと。
- 一 障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するための総合的な施策を推進すること。
- 一 我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 一 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（８件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※11	中部国際空港の設置及び管理に関する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.23	10. 3.27 可決	10. 3.30 可決	10. 3.12 運輸	10. 3.18 可決	10. 3.19 可決
※28	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案	〃	2. 6	4.16	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	3.31 逡信	4. 1 可決	4. 3 可決
55	放送法の一部を改正する法律案	参	2.26	3.17	4. 2 可決	4. 3 可決	5. 7 逡信	5.27 可決 附帯決議	5.28 可決
59	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.26	4. 8	4.23 可決	4.24 可決	5. 7 運輸	5.15 可決	5.19 可決
60	船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4. 9	4.21 可決 附帯決議	4.22 可決	5. 7 運輸	5.15 可決 附帯決議	5.19 可決
66	航空法の一部を改正する法律案	衆	3. 3	4.30	5.19 可決	5.20 可決	4.23 運輸	4.28 可決	4.28 可決
67	道路運送車両法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	5.13	5.19 可決	5.20 可決	4.23 運輸	5. 8 可決	5.12 可決
98	電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.16	4.24 (予備)	4.30 可決	4.30 可決	4. 8 逡信	4.23 可決	4.24 可決

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	10. 2.24	10. 3.19	10. 3.31 承認 附帯決議	10. 3.31 承認	10. 3.12 逡信	10. 3.18 承認 附帯決議	10. 3.19 承認

・NHK決算（3件）

件 名	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
		委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16 (136回国会)	10. 1. 12					
	○第136・137・138・139・140・141回国会 未了						
日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	9. 2. 18 (140回国会)	1. 12					
	○第140・141回国会 未了						
日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	10. 2. 20 (142回国会)	2. 20					継続審査 (通 信)